

2003年9月1日

国税庁長官 寺澤 辰磨 殿

全国税青年部長 木村 和由

青年の賃金にかかる要求書

8月8日、人事院は国会と内閣に対して人事院勧告を行った。今人事院勧告では、2年連続となる本俸切り下げ(平均 1.07%)、5年連続の一時金引き下げ(0.25ヶ月)と史上最大の賃下げが行われた。また、通勤手当や住居手当、調整手当などを、労働者の生活・仕事に強く関係する諸手当が削減された。これら史上最低・最悪の人事院勧告に全国税青年部は反対する。

とりわけ今勧告では、「賃下げ幅が大きい中で初任給に厚くした」として(人事院)、平均 1.07%もの賃下げが行われる中、1級は 0.5%、2級は 0.7%、3級は 0.9%(いずれも平均)と、本俸の改定幅は小さい。しかし、民間企業のうち初任給が減額されている企業は大卒 4.9%、高卒 3.9%に止まり、他方、初任給の据え置きは大卒・高卒とも 84%と、青年層の賃金が下げられている実態はない。むしろ、2001年新規学卒者の全産業平均が高卒で 154,000円、大卒で 196,000円(厚生労働省調査)であるのに対し、行(一)職の初任給は高卒 138,800円(1-3)、大卒 170,700円(2-2)と格差がある。このこと自体が官民比較の原則に反している。

また、青年の本俸の賃下げ幅が全体に比して小さいのに対し、今勧告による4月での「調整」とする不利益遡及は、官民逆格差 1.07%を一律に適用するとしている。不利益不遡及自体、法の原則を蹂躞する不当な取扱いであることに加え、今勧告での「調整」では、賃下げ幅より大きな部分、すなわち「返すいわれのない金額」を「返せ」と言われているものであり、到底容認できるものではない。これが許されるのなら、私達の給与はあくまで「仮払い」ということになり、安定した生活などあり得ず、当然仕事にも影響があるものと考えらる。

以上のことから、国税庁長官は以下の要求をただちに実施することを要求する。

記

- 1 今勧告に対し、使用者の立場から反対を表明すること
- 2 青年の賃金にかかる4月遡及について、不法性を訴えること